

○後志広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する 条例

〔平成21年 3 月 2 日〕
条例第 5 号

改正 平成23年 3 月10日条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律67号）第292条において準用する同法第203条第 4 項の規定に基づき、後志広域連合の議会の議員（以下「議員」という。）の議員報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(議員報酬)

第 2 条 議員の議員報酬は、議会又は委員会の招集に応じて会議に出席した日数若しくはその職務に従事した日数又は公務のために旅行した日数に応じ、別表に定める議員報酬を支給する。

2 前項の議員報酬は、職務従事後支給する。ただし、任期満了、辞職、失職等によりその職を離れたときは、その日の属する月の翌月の末日までに前月分までを支給する。

(費用弁償)

第 3 条 議員（倶知安町に住所を有する者を除く。）が会議に出席した日数又はその職務に従事した日数に応じ、費用弁償として別表に定める額を支給する。

2 前項の費用弁償は、職務従事後支給する。ただし、任期満了、辞職、失職等によりその職を離れたときは、その日の属する月の翌月の末日までに前月分までを支給する。

3 議員が公務のために旅行したときは、その順路により費用弁償として旅費を支給する。

4 前項に規定する旅費の額及び支給方法は、倶知安町の職員の旅費に関する条例（昭和30年倶知安町条例第 9 号）の例による。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年条例第 1 号）

1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の後志広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行期日以後において議員が議会又は委員会の招集に応じて会議に出席し、若しくは職務に従事し、又は公務のために旅行した場合（以下「職務等に従事した場合」という。）に適用し、同日前において職務等に従事した場合の議員報酬及び費用弁償の支給については、なお従前の例による。

別表（第2条・第3条関係）

議員報酬	費 用 弁 償
日額 5, 0 0 0 円	島牧村に住所を有する者
	黒松内町に住所を有する者
	蘭越町に住所を有する者
	ニセコ町に住所を有する者
	真狩村に住所を有する者
	留寿都村に住所を有する者
	喜茂別町に住所を有する者
	京極町に住所を有する者
	共和町に住所を有する者
	泊村に住所を有する者
	神恵内村に住所を有する者
	積丹町に住所を有する者
	古平町に住所を有する者
	仁木町に住所を有する者
	赤井川村に住所を有する者
	6, 0 0 0 円
	2, 5 0 0 円
	1, 5 0 0 円
	1, 0 0 0 円
	1, 5 0 0 円
	2, 0 0 0 円
	2, 0 0 0 円
	1, 0 0 0 円
	1, 5 0 0 円
	2, 5 0 0 円
	3, 0 0 0 円
	3, 0 0 0 円
	3, 0 0 0 円
	1, 5 0 0 円
	2, 5 0 0 円